

国立大学法人東京外国語大学学長選考・監察会議規程

〔平成 16 年 3 月 26 日〕
規則 第 48 号

改正 平成 18 年 11 月 7 日規則第 56 号 平成 21 年 3 月 23 日学長選考会議改正規則第 45 号
平成 24 年 3 月 28 日学長選考会議改正規則第 84 号 平成 24 年 6 月 25 日学長選考会議改正規則第 99 号
平成 24 年 10 月 17 日学長選考会議規則第 1 号 平成 27 年 1 月 26 日学長選考会議規則第 1 号
令和 3 年 1 月 28 日学長選考会議規則第 1 号 令和 4 年 1 月 26 日学長選考会議規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 12 条及び第 17 条の規定に基づき学長を選考し、並びに学長が不適任とされる場合の審査、議決等を行う学長選考・監察会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 選考会議は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 経営協議会委員のうち、同協議会において選出された学外有識者 6 名
- (2) 教育研究評議会において選出された者 6 名

2 欠員が生じた場合は、その欠員を速やかに補充する。

(任期等)

第 3 条 委員の任期は、それぞれ経営協議会委員又は教育研究評議会評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。

(学長の選考)

第 4 条 選考会議は、別に定める国立大学法人東京外国語大学学長選考・解任審査等規程（平成 16 年規則第 49 号。以下「学長選考・解任審査等規程」という。）に基づき、学長を選考する。

2 学長の選考は、選考会議において審査のうえ、議決しなければならない。

3 選考会議は、前項により学長を選考したときは、選考結果とともに選考経緯を学内に公表するものとする。

(学長の解任)

第 5 条 学長の解任については、選考会議において審査のうえ、議決しなければならない。

2 前項の審査及び議決は、学長選考・解任審査等規程に基づき行うものとする。

3 選考会議は、学長を解任することが適当であると議決したときは、文部科学大臣に学長解任を申し出るとともに、これを学内に公表するものとする。

(学長の業務実績確認)

第 6 条 選考会議は、学長の業務執行の状況について、恒常的な確認を行うものとする。

2 前項の確認にあたっては、監事と連携するとともに、全学点検・評価委員会など学内関係組織に情報の提供を求めるものとする。

3 第 1 項の確認に必要な事項は、別に定める。

(議長)

第 7 条 選考会議に議長を置き、議長は、委員の互選により選出する。

2 議長は、選考会議を主宰する。

3 議長は、必要と認める場合は、議長の指名により議長代理を置き、議長の職務を代行させることができる。

(会議)

第8条 選考会議は、委員の3分の2以上の出席により成立し、その議決は、出席者の3分の2以上をもって決するものとする。

2 委員が学長選考・解任審査等規程第4条に規定する学長候補者として推薦された場合は、委員を辞任するものとする。

(庶務)

第9条 選考会議の庶務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。